

○総務省告示第二百十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和五年六月六日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後	変 更 前
<p>第1 総則</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送が行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、(4)の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHz から89.9MHz までの0.1MHz 間隔の周波数の中から選定するものとする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 超短波放送を行う中継局 <u>(2)及び(3)並びに5</u>に掲げるものを除く。</p> <p>[(5) 略]</p> <p>5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局及び中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第4の3に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(4)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4) 中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合の当該基幹放送局の放送区域における放送の確保を開設目的とするその他の補完中継局</u></p> <p><u>90.1MHz z から94.9MHz z までの0.1MHz z 間隔の周波数</u></p> <p>[6～12 略]</p> <p>[第2～第7 略]</p>	<p>第1 総則</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 超短波放送を行う中継局 <u>(2)及び(3)</u>に掲げるものを除く。</p> <p>[(5) 同左]</p> <p>5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第4の3に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から<u>(3)まで</u>の開設目的を達成する必要最小のものとする。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[6～12 同左]</p> <p>[第2～第7 同左]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。